

議第169号

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準(第3条から第6条までにおいて「基準」という。)について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第3条 基準は、園児が、明るく衛生的な環境の下で、素養があり、かつ、適切な養成または訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

(設備および運営の向上)

第4条 知事は、滋賀県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴いて、幼保連携型認定こども園の設置者(以下「設置者」という。)に対し、基準を超えてその設備および運営についての水準を向上させるよう勧告することができる。

第5条 設置者は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該幼保連携型認定こども園の設備および運営についての水準を向上させるよう努めなければならない。

2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている幼保連携型認定こども園において、基準を理由として、その設備または運営についての水準を低下させないよう努めなければならない。

(設備および運営に関する基準)

第6条 法第13条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

- 2 みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。))附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項および付則第4項において同じ。)に対する別表第1項第10号、第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第10号ただし書中「、遊戯室および便所」とあるのは「および遊戯室」と、同項第12号オ中「満2歳以上の」とあるのは「満2歳以上満3歳に満たない」と、同項第14号ア中「耐火建築物」とあるのは「耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)」とする。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園における別表第2項第3号に規定する直接従事職員の数は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、同号および同項第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、当該直接従事職員(保育に直接従事する職員に限る。)の数は、開園時間を通じて常時2人を下ることはできない。

(1) 満1歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を3で除して得た数

(2) 満1歳以上満3歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を6で除して得た数

(3) 満3歳以上の園児のうち幼稚園と同様に1日につき4時間程度利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。) おおむね当該教育時間相当利用児の数を35で除して得た数

(4) 満3歳以上満4歳に満たない園児のうち保育所と同様に1日につき8時間程度利用するもの(以下「教育および保育時間相当利用児」という。) おおむね当該教育および保育時間相当利用児の数を20で除して得た数

(5) 満4歳以上の園児のうち教育および保育時間相当利用児 おおむね当該教育および保育時間相当利用児の数を30で除して得た数

- 4 みなし幼保連携型認定こども園であって、満3歳以上の園児につき前項に規定する数の同項に規定する直接従事職員を確保することが困難であるものについては、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年滋賀県条例第 号)による改正前の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)付則第5項の規定により保育士とみなされた同項に規定する職員は、同条例付則第6項の有効期間が満了するまでの間に限り、保育教諭とみなして、前項の規定(満3歳以上の園児に係る部分に限る。)を適用する。

(職員配置に係る特例)

- 5 副園長または教頭が置かれる幼保連携型認定こども園に対する別表第2項第3号の規定の適用については、施行日から起算して5年間は、同号中「かつ、」とあるのは、「または」とす

る。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 6 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第9項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合については、当分の間、別表第1項第12号オの規定は、適用しない。
- 7 前項に規定する場合における別表第1項第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第12号カ中「面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積」とあるのは「面積」と、同項第14号ただし書中「、イおよびカに掲げる要件を満たす」とあるのは「に掲げる要件を満たし、かつ、園児の待避上有効な設備が設けられる」とする。
- 8 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における別表第1項第12号および第14号の規定の適用については、当分の間、同項第12号イ中「次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める」とあるのは「満3歳以上の園児についてオの規定により算定した」と、同号カ中「次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積と、3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない」とあるのは「3.3平方メートルに満2歳以上の」と、「面積とを合計した面積」とあるのは「面積」と、同項第14号ただし書中「次のア、イおよびカ」とあるのは「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第5第1項第4号ア、イおよびカ」とする。
- 9 施行日の前日において現に幼稚園または保育所を設置している者が、当該幼稚園または保育所を廃止し、当該幼稚園または保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園または保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、当該幼保連携型認定こども園に設けられる園庭の面積が、別表第1項第12号カの表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積以上であって、かつ、同号カの規定により算定した面積を超えないときは、当分の間、同項第4号の規定にかかわらず、当該園庭以外の園庭を次に掲げる要件を満たす場所に設けることができる。この場合においても、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、満3歳以上の園児の教育および保育に支障がないようにしなければならない。
 - (1) 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。
 - (2) 園児の移動時および利用時の安全が確保されている場所であること。
 - (3) 園児の日常的な利用が確保されている場所であること。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

10 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に改め、同項第3号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同項第4号を削る。

別表第1の1中「児童福祉法」の右に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同表の4(2)を次のように改める。

(2) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上の数の教育および保育に従事する者を置くこと。

ア 満1歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない子ども おおむね当該子どもの数を20で除して得た数

エ 満4歳以上の子ども おおむね当該子どもの数を30で除して得た数

別表第1の4(3)中「保育」を「教育および保育」に改め、同表の4(4)中「短時間利用児」を「教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日につき4時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）」に、「長時間利用児」を「教育および保育時間相当利用児（保育所と同様に1日につき8時間程度利用する子どもをいう。以下同じ。）」に改め、同表の5(3)中「子どもの保育」を「子どもの教育および保育」に改め、同表の5(3)エ中「長時間利用児」を「教育および保育時間相当利用児」に改め、同表の6(6)中「短時間利用児」を「教育時間相当利用児」に改め、同表の6(7)中「調理室」の右に「を設けること」を加え、「調理機能を有する設備」を「機能を有する調理用器具」に改め、同表の6(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) (6)の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園の認定を受けようとする場合にあっては、当該認定を受けようとする施設内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が20人に満たないときは、調理室を設けることに代えて、当該食事の提供を行うために必要な調理設備を設けることができる。

別表第1の7中「内容は」の右に「、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育および保育の内容に関する事項であって規則で定めるものを踏まえるものであるとともに」を加える。

別表第2の1中「または幼保連携型認定こども園」を削り、同表の1(1)および(2)中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同表の5(1)中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同表の5(2)を次のように改める。

(2) 別表第1の6(1)（ただし書を除く。）から(4)までおよび(6)から(9)までに掲げるとおりとすること。この場合において、同表の6(3)ただし書および(4)ただし書中「幼

稚園型認定こども園または地方裁量型認定こども園」とあるのは、「幼稚園型認定こども園」とする。

別表（第6条関係）

1 設備

- (1) 幼保連携型認定こども園の設備は、教育上および保育上、保健衛生上、安全上ならびに管理上適切なものとする。
- (2) 設置者は、その運営上適切と認められ、かつ、園児を安全に通園させることができる位置に幼保連携型認定こども園を設置すること。
- (3) 設置者は、園舎および園庭を設けること。
- (4) 園舎および園庭は、原則として、同一の敷地内または隣接する位置に設けること。
- (5) 園舎には、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備および職員室を設けること。ただし、保育室および遊戯室にあっては、園児の教育および保育（満3歳に満たない園児にあっては、その保育。以下同じ。）に支障がない場合は、これらを兼用することができる。保健室および職員室についても、同様とする。
- (6) 前号に定めるもののほか、園舎には、満2歳に満たない園児を入園させる場合にあっては、乳児室またはほふく室を設けること。
- (7) 満3歳に満たない園児を入園させない幼保連携型認定こども園の設置者であって、第5項第6号の規定の適用を受けるものは、第5号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について同項第6号に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園の施設内において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。
- (8) 幼保連携型認定こども園の施設内において調理する方法により食事を提供する園児の数が20人に満たない幼保連携型認定こども園の設置者は、第5号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を設けなければならない。
- (9) 園舎には、第5号に定めるもののほか、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室および会議室を設けるよう努めること。
- (10) 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室および便所（第14号および第15号において「乳児室等」という。）については、この限りでない。
- (11) 設置者は、学級および園児の数に応じて、教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な教具等を備えること。
- (12) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数以上とすること。

イ 園舎の床面積は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と、満3歳に満たない園児についてウからオまでの規定により算定した面積とを合計した面積以上とすること。

学 級 数	面 積
1 学 級	180 平方メートル
2 学 級 以 上	320 平方メートルに、100 平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

ウ 乳児室の床面積は、1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくをしない園児の数を乗じて得た面積以上とすること。

エ ほふく室の床面積は、3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくをする園児の数を乗じて得た面積以上とすること。

オ 保育室または遊戯室の床面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積以上とすること。

カ 園庭の面積は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積とのいずれか大きい面積と、3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積とを合計した面積以上とすること。

学 級 数	面 積
2 学 級 以 下	330 平方メートルに、30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積
3 学 級 以 上	400 平方メートルに、80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

キ 飲料水用設備は、手洗用設備および足洗用設備と区別すること。

(13) 園舎は、2階建てまたは平家建てとすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(14) 乳児室等は、1階に設けること。ただし、園舎が次のア、イおよびカに掲げる要件を満たすときは乳児室等を2階に、イからクまでに掲げる要件を満たすときは乳児室等を3階以上の階に設けることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備のいずれかが1以上設けられていること。

階	区分	設 備
2階	常 用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から2階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
3階	常 用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から3階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
4階以上	常 用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段
	避難用	(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有する付室を通じて連絡されている場合における同条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（園舎の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。） (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場

合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(㍑) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(㍒) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。

カ 園児が出入りし、または通行する場所には、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。

(15) 3階以上の階に設けられる乳児室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供されること。

2 職員

(1) 設置者は、法第14条第1項に定める園長および保育教諭のほか、調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

(2) 設置者は、副園長または教頭、主幹保育教諭または指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭または養護助教諭および事務職員を置くよう努めること。

(3) 副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭または保育教諭をいう。以下同じ。）、助保育教諭または講師であって、園児の教育および保育に直接従事するもの（以下「直接従事職員」という。）の数は、次のアからエまでに掲げる園児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数（当該幼保連携型認定こども園の学級数が、次のウおよびエに定める数を合計した数を超えるときにあっては、当該アおよびイに定める数ならびに当該学級数に相当する数を合計した数）以上とすること。ただし、当該直接従事職員の数は、開園時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア 満1歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね当該園児の数を20で除して得た数

エ 満4歳以上の園児 おおむね当該園児の数を30で除して得た数

(4) 専らその職務に従事する園長が置かれない場合における直接従事職員の数は、原則として

前号の規定により算定した数に1人を加えた数以上とすること。

- (5) 専ら学級を担当する保育教諭等の数は、学級ごとに1人以上とすること。
- (6) 専ら学級を担当する保育教諭等は、特別の事情がある場合は、専らその職務に従事する副園長もしくは教頭が兼ね、または当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1に相当する数の範囲内で、専らその職務に従事する助保育教諭もしくは講師をもって代えることができる。
- (7) 設置者は、当該幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校または社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
- (8) 設置者は、園児の心身の健全な発達のため、第3号および第4号に定める基準を超えて、直接従事職員を配置するよう努めること。
- (9) 職員の資質の確保等
 - ア 職員は、常に自己研さんに励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めること。
 - イ 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

3 教育および保育

(1) 学級の編制

- ア 園長は、満3歳以上の園児について、法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項（第3号において「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」という。）に基づく教育を行うため、学級を編制すること。
- イ 1学級の園児の数は、原則として35人以下とすること。
- ウ 学級は、同学年の園児で編制すること。ただし、園児の数が著しく少ない場合その他特別の事情がある場合には、数学年の園児を1学級に編制することができる。

(2) 教育週数ならびに教育および保育を行う時間

- ア 学年ごとの教育週数は、39週以上とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
- イ 教育を行う標準的な時間は、1日につき4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮して園長がこれを定めること。
- ウ 保育を必要とする園児に対する教育および保育を行う時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して園長がこれを定めること。

(3) 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の心身の状況に応じて教育および保育を適切に行うこと。この場合において、園児の心身の状況によって履修することが困難な教科があるときは、当該園児の心身の状況に適合するよう当該教科を課さなければならぬ。

(4) 設置者は、常に当該幼保連携型認定こども園に備え付けた教具等の改善を図ること。

- 4 設置者は、次に掲げるところにより、子育て支援事業を行うこと。
- (1) 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として行うこと。
 - (2) 教育および保育に関する専門性を十分に活用して行うこと。
 - (3) 当該幼保連携型認定こども園の所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを行うこと。
 - (4) 保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
 - (5) 地域の人材および社会資源の活用を図るよう努めること。

5 食事

- (1) 設置者は、園児（保育を必要とする園児に限る。以下この項において同じ。）に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園の施設内で調理する方法（第1項第10号の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行うこと。

- (2) 食事は、栄養ならびに園児の身体的状況およびし好を考慮したものとする。
- (3) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。
- (5) 園長は、園児の健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

ア 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の園長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。

イ 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(ア) 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

(イ) 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

エ 食を通じた園児の健全な育成を図るため、園児の発育および発達の過程に応じて食に関

し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

6 運営規程の整備等

(1) 設置者は、幼保連携型認定こども園ごとに、当該幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 幼保連携型認定こども園の目的および運営の方針

イ 職員の職種、員数および職務の内容

ウ 教育および保育を行う日および時間ならびにそれらを行わない日ならびに学期

エ 利用定員

オ 教育および保育ならびに子育て支援事業の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由

カ 幼保連携型認定こども園の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項

キ 緊急時における対応方法

ク 非常災害対策

ケ 虐待の防止のための措置に関する事項

コ その他幼保連携型認定こども園の運営に関する重要事項

(3) 前号エの利用定員は、次に掲げる園児の区分ごとに定めること。

ア 満1歳に満たない園児

イ 満1歳以上満3歳に満たない園児

ウ 満3歳以上の園児（エに掲げる園児を除く。）

エ 満3歳以上の園児であって、保育を必要とするもの

(4) 設置者は、幼保連携型認定こども園の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示すること。

7 人権への配慮等

(1) 設置者は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行うこと。

(2) 職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

(3) 設置者は、園児の国籍、信条、社会的身分または入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。

(4) 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。

(5) 設置者は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

8 非常災害対策

(1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。

(2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。

(3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の学校、社会福祉施設等との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

9 設置者は、職員、財産、収支ならびに園児に対する教育および保育の状況を明らかにする記録を整備すること。

10 園長は、地域社会との交流および連携を図り、園児の保護者および地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めること。

11 秘密保持

(1) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児またはその家族の秘密を漏らさないこと。

(2) 設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

12 苦情への対応

(1) 設置者は、その行った教育および保育ならびに子育て支援に関する園児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、その行った教育および保育ならびに子育て支援に関し、都道府県または市町村（特別区を含む。）から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 設置者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力すること。

13 園長は、常に園児の保護者と連絡をとり、教育および保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。